

# 令和5年度エシカル消費及び消費者志向経営推進事業実施業務委託仕様書

## 1 目的

消費者市民社会の形成を目指し、人や社会・地域や環境に配慮した消費行動であるエシカル消費や、消費者志向経営の推進を図る。

## 2 委託業務名

令和5年度エシカル消費及び消費者志向経営推進事業実施業務

## 3 実施期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) エシカル消費・消費者志向経営に関する講演会の開催

#### ①実施時期

令和5年8月から令和6年1月までの間

#### ②実施内容

エシカル消費の普及啓発及び消費者志向経営の推進に向けた講演会をそれぞれ1回ずつ開催する。

##### ア エシカル消費普及啓発講演会

- ・実施時期は、12月頃とする。
- ・参加者は、広く県民を対象とする。
- ・開催方法は、対面型とする。場所については、県と協議の上、決定すること。
- ・講演会は、県民のエシカル消費への興味関心を高められるような内容とし、講師及び内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・講演会の周知のためのチラシを作成し、データで提供すること。
- ・講師依頼及び事前調整、申込者の管理、当日の運営、参加人数の計測等を行うこと。
- ・会場使用料、講師への旅費及び謝金の支払等、開催に必要な全ての経費負担に係る事務を行うこと。

##### イ 消費者志向経営推進講演会

- ・実施時期は、9月から12月頃とする。
- ・参加者は、県内事業者を対象とする。
- ・開催方法は動画配信型とし、一定期間（3か月程度）視聴できるようにすること。
- ・講演会は、事業者には消費者志向経営の実践を促すような内容とし、講師及び内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・講演会の周知のためのチラシを作成し、データで提供すること。
- ・講師依頼及び事前調整、申込者の管理、当日の運営、参加人数の計測等を行うこと。
- ・会場使用料、講師への旅費及び謝金の支払等、開催に必要な全ての経費負担に係る事務を行うこと。

## (2) エシカル消費普及啓発のための資材の作成

- ・エシカル消費について分かりやすく説明したチラシ(A4カラー両面)を3,000枚作成すること。  
納入期限：令和5年6月30日(金)、納入場所：生活文化課(県庁舎12階)
- ・エシカル消費の行動喚起を図るため、県内小売店舗等に掲示できるポップを1,000枚作成すること。なお、仕様については別紙のとおりとする。  
納入期限：令和5年7月31日(月)、納入場所：生活文化課(県庁舎12階)
- ・ポップのデザインは受託者が提案し、県と協議の上、作成すること。

## 5 成果品

受託者は、業務終了後速やかに以下の成果品を提出すること。

- ・委託事業の結果を記載した実績報告書(任意様式) 2部(紙媒体)
- ・事業に関連した動画や写真等を格納した電子媒体 一式
- ・チラシ及びポップの電子媒体 一式(CD-R等に格納)

## 6 個人情報の取扱

受託者は本事業を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の及びその他の関係法令等の規定を遵守すること。

## 7 特記事項

受託者は、上記仕様書の内容の他、次の各号に留意するものとする。

- (1) 委託事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 当該事業に関する諸法令を遵守するとともに、契約書及び本仕様書の内容に基づき委託業務を遂行すること。
- (3) 委託事業の履行状況について委託者から報告を求められた場合には、委託者の求める方法により、速やかに報告すること。
- (4) 委託事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。
- (5) 講演会の開催に当たっては、国や県等の定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等を遵守して行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の状況により、必要に応じて、委託業務の内容について事前に県と対応を協議すること。
- (6) 作成した成果品の著作権は、県に帰属する。

## 8 その他

- ア 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。
- イ 受託者は、企画・運営の詳細については、委託者と十分協議の上、決定すること。

## 別紙

### エシカル消費啓発資材（ポップ）作成仕様

#### 1 目的

茨城県内におけるエシカル消費の認知度を高めるために、啓発資材として県内小売店舗等に掲示するポップを作成する。

#### 2 作成内容

・県内小売店舗等（スーパーなど）で、認証ラベル（※）の付いた商品が置かれている売場に掲示できるポップを作成する。

（※）認証ラベルの例：FSC 認証ラベル（紙パック飲料、トイレットペーパー 等）

レインフォレスト認証ラベル（コーヒー、紅茶 等）

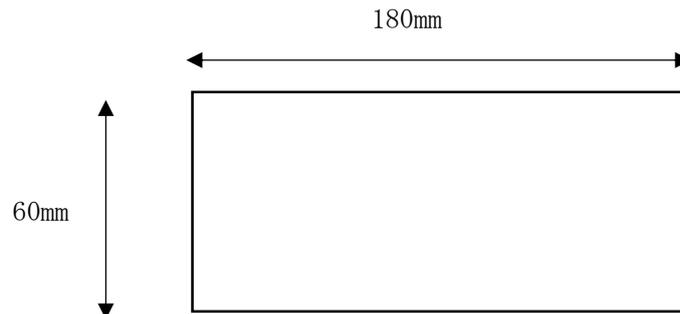
フェアトレード認証ラベル（コーヒー、紅茶、カカオ製品 等）

・デザインについては、消費者が「エシカル消費」と分かりやすく認識できるように、以下の内容を含むデザインとすること。

- ① 「エシカル消費」の文字を記載すること
- ② エシカル消費を呼びかけるような「1フレーズ」を記載すること
- ③ エシカル消費や認証ラベルをPRできるデザインとすること

#### 3 サイズ

- ・B 6 ハーフサイズポップ（レール差し込み式）
- ・規格：180mm×60mm（アートポスト 180kg）
- ・枚数：1,000 枚



#### 4 納入期限

令和 5 年 7 月 31 日（月）

#### 5 納入場所

生活文化課（県庁舎 12 階）

- ・併せて、データも提出すること